

その他の一般質問

深見 迪 議員

中学校「武道」は、準備不足であり当面延期すべきではないか

問 24年度から実施される中学校「武道」は、条件準備はできているのか。特に希望が多いとされる柔道着などについては、保護者負担になり教育委員会としてこの負担を軽減すべきではないか。

また、指導者となる教職員の技量は十分とはいえない。当然外部指導者の支援が必要と考えるが、教科内での矛盾は起きないか。事故の多い柔道の導入については万全な体制ができてから実施すべきで、当面延期すべきと考えるがどうか。

答 中茶安別、塘路、阿歴内中は合同で、虹

別、標茶中は単独で柔道、久著呂中は剣道を実施する。柔道場は武道館を使用する。柔道着は、肌につけるものであり使いまわしすべきでなく個人購入とした。柔道は、けがや事故につながりやすいという懸念が出ているが、外部指導者は、柔道連盟に協力を要請し、最大3名の指導者を確保している。柔道場、外部講師については、これ以上ない環境を整えていると考えている。

新学習期指導要領は子どもの負担増にならないか

問 新学習指導要領では「学期の内外を問わず・・・授業を特定の期間に行うことができる」としていたものを、「夏季、冬季、学年末等の休業日の期間」と明記した。夏休み、冬休み、春休みにも授業を行えるように等しいと考える

が、義務教育の段階で、正規の授業時間で教え、学習内容の習得、学力を定着させることは不可能なのか。1年生が、毎日5時間授業となるなど、大きな学習負担をどのように解消しようとしているか。

答 「夏季、冬季、学年末等の休業日の期間」の記述は、「各教科や学習活動の特質に応じて効果的な場合」に認められているものであり、時数の確保のためではない。一時間の授業の中でわかる、できる授業をどうつくるかが大切である。

小学校も中学校も授業時間は増えたが、アンケートの結果、子どもたちは「学校が楽しい」と答えている子が多く、児童生徒の大きな負担になっているとは思っていない。

予算特別委員会
総括質疑

林 博 議員

●標津線代替バスの運営について、その後協議はされたのか。

●標茶高校の生徒確保にむけて町独自に検討すべきだ。



標茶高等学校

後藤 勲 議員

●町の防災訓練、見直しを含めて町民に避難場所等の徹底と危機意識の指導を行うべきだ。



避難場所の酪農センター

菊地 誠道 議員

●スクールバスの更新は適期に行うべきでは。
●塘路地区の国道沿いに公衆トイレの設置を。



スクールバス

熊谷 善行 議員

●放射能汚染されていない一般廃棄物を条件が整えば受け入れをしようか。

●しべちゃ牛乳の製造プラントの設置と地域ブランドの創出を図るべきだ。



本多 耕平 議員

●育成牧場は多面的な事業内容となり収支のバランスも改善されている。特別会計を「企業会計」にしてはどうか。

●防音対策事業は今後も住民に対し説明責任を十分に果たすべきだ。

黒沼 俊幸 議員

●磯分内地区下水道事業に伴う、凍結防止事業の該当戸数と費用について聞く。

●町立病院の人件費が増加している。抑制すべきだ。



磯分内終末処理場

深見 迪 議員

●「ゆとりある教育実現のため少人数学級を」の請願に対し具体的に検討したのか。

●介護生活支援の上限が削減されるが、サービスの低下はないのか。

●町特定健診の受診率をあげて住民の健康増進を。

田中 敏文 議員

●衛星携帯電話の今後の活用について。

●地区、地域の第1避難場所への通信網の設置を。

●釧路川の中州が大きくなっ

ているが町の対策を聞く。

●雪融けによる雨水マスの機能が果たされていない部分の対応は。

●雨水マスが設置されていない町道に排水ポンプの一時的な設置を。



釧路川の中州

館田 賢治 議員

●平成24年度当初予算の中で町長は何を目玉にしたのか聞きたい。

●議会が全会一致を見た政策提言は町長は受け入れる用意があるのか聞きたい。

●学力向上させるための学力テスト抽出調査ではなく全校調査にすべきでは。

●第3セクター貸付金は早い時期に解決すべきだ。

●有料化の体育施設を高齢者健康維持のため一部を無料にしてはどうか。

●食材供給施設は塘路地域と協議し今後のあり方を検討すべきでは。

●病院の経営について将来に向け議論の時期に来ているがどうか。

条例の一部改正

第一回定例会で町条例改正が提案され審議を経て可決されました。

標茶町税条例の一部を改正する条例の制定について

東日本大震災の復興に関し平成26年から平成35年までの十年間に限り、個人住民税の均等割の税率を500円引き上げ3千500円とするものです。

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例及びへき地保育所職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制度について

給与改定に伴う現給保障制度を人事院勧告どおり1年で終了する。平成24年度に現給保障額の2分の1を支給し、25年度に廃止するものです。

標茶町乳幼児等医療助成事業に関する条例の一部を改正する条例の制定について

知的障害児通園施設通園児の措置が市町村となり、北海道医療給付事業の給付助成対象となったことと、助成額の計算に関する条項の追加をするものです。

標茶町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について